

## 新型コロナウイルス感染症関連の融資制度について

コロナ4号指定2月18日から6月1日まで 指定地域

制度	国	国	神奈川県		相模原市		
開始日	令和2年1月1日から3月31日まで	令和2年3月2日	令和2年3月2日	令和2年2月12日			
名称	(セーフティネット5号)	(セーフティネット4号)	新型コロナウイルス対策特別融資 (セーフティネット4号)	売上・利益減少対策融資(新型コロナ ウイルス要件)	経営安定支援資金 (セーフティネット4 号)		
資格要件	新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者は施行の日から令和2年6月30日までの間は、「原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同月に比べ5%以上減少しており、且つその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同月期に比べて5%以上減少していること」とする。	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1ヶ月の売上高が前年同月の売上高に比べて20%以上減少しており、且つ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれている、セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1ヶ月の売上高が前年同月の売上高に比べて20%以上減少しており、且つ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれている、セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者	新型コロナウイルス流行の影響により、最近1ヶ月の売上高又は売上総利益額が前年同期比5%以上減少し、且つ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高又は売上総利益額の合計が5%以上減少することが見込まれる中小企業者	セーフティネット認定(1号から8号)		
証明書類	5号認定書	4号認定書	4号認定書	融資対象確認書	4号認定書		
限度額	280,000	280,000	280,000	80,000(経営安定の一般枠含め)	20,000		
資金用途	運転・設備	運転・設備	運転・設備	運転・設備	運転・設備		
融資利率	所定利率	所定利率	2年以内	年利1.2%以内	2年以内	年利1.2%以内	年利1.9%以内 (実質0.6%以内)
			2年超5年以内	年利1.4%以内	2年超5年以内	年利1.4%以内	
			5年超15年以内	年利1.6%以内	5年超15年以内	年利1.6%以内	
融資期間	10年以内	10年以内	運転10年以内		運転10年以内		運転資金7年以内 設備資金7年以内
			設備15年以内		設備15年以内		
保証料率	0.85%	1%	0.60%		0.26~1.42%		1%
番号	1	2	3		4		5